

会 議 録

会 議 名	第2回 佐久市環境審議会	
事 務 局	環境部 環境政策課 環境政策係	
開 催 日 時	平成28年2月17日(水) 14時00分～15時00分	
開 催 場 所	佐久市役所 議会棟二階 全員協議会室	
出 席 者	委 員	<p>委員出欠簿（別紙） 15/18名出席 欠席委員：平林 公男委員、加藤 三喜夫委員、木内 希抄彦委員 代理：ミヤカワ氏（中川 正人委員の代理） ※傍聴者1名</p>
	事 務 局	<p>佐藤環境部長 高橋環境政策課長 岩下環境政策係長 藤巻まちづくり推進係長 環境政策係1名 まちづくり推進係1名</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 佐久市環境エネルギー重点プランの改定について (2) 平成27年度緑の環境調査について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>	

第2回佐久市環境審議会 議事録

日 時:平成28年2月17日

14:00～15:00

場 所:全員協議会室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項

(1)佐久市環境エネルギー重点プランの改定について(資料1)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委 員) マイクロ水力発電施設は、平根小学校の非常用電源として使うと書かれているが、通常時は使えないのか。

(担当課) 平常時も平根小学校へ電気を送ることが可能です。

当該施設は、県の補助により設置をするものであり、補助の対象が、災害時に防災拠点となるような施設であることから、このような表現になりました。

(委 員) 木質バイオマスの導入として、市内の施設への設置は考えているか。

(担当課) 重点プランに記載のとおり、市内事業者等への導入も促進してまいりたいと考えております。

(委 員) 市内にチップを製造している業者はあるのでしょうか。

(担当課) 市内の木材屋など佐久地方を中心とする5社でチップの製造会社が設立され、実績として、佐久病院(本院)にチップボイラーが導入されました。

なお、ペレットの製造業者は市内にはなく、伊那から運ばれた材を使用しています。

(2)平成27年度緑の環境調査について(資料2、2-1)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委 員) 緑の環境調査はツバメだけでしょうか。環境調査なので、アレチウリやケイギクなどの植物、またカワウやサギなどの鳥類などの調査も加えていただけないでしょうか。

(担当課) 今回ツバメの調査について、市民から感謝の声もありました。一方、来年度からの環境基本計画策定業務の中で、生物多様性を盛り込むにあたり、ご指摘いただいた生物に関する調査は必要と考えておりますが、具体的な方法については今後検討してまいります。

4 その他

- ・佐久市開発指導要綱の改正について(資料3-1、3-2)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委員) 地元住民からの苦情はどういった内容のものか。

(担当課) 水処理に対する懸念が多いのと、住宅地の設置に対しては、電磁波や反射光の影響を心配する方もいます。しかしながら、事前協議書を提出していただく段階で、水処理の方法等懸念事項に対する対処について報告をいただくので、実際の被害に関する報告はございません。

(委員) 市としては再生可能エネルギーの普及を推進する上で、メガソーラーの設置についても進めていくのか。

(担当課) 市の太陽光の補助金については、FITの単価や国のエネルギー施策の方向性を鑑み、予算や内容について年度ごとに精査をしております。その中で、野立てについては、環境への影響や地元住民への影響を踏まえ、条例や要綱で規制をしながら、バランスを図ってまいります。

(委員) 要綱は4月1日から受付する件について、改正の対象となるのか。
また、届出があったもので現場確認をすることはあるか。

(担当課) 要綱の施行日は4月1日ですが、既に相談がある件で事前協議が4月1日以降であるものについては、改正内容の説明をしております。

また、条例や要綱には明確な規定はございませんが、トラブルにつながりそうな状況がある事案につきましては、現場確認を行います。

(委員) 利害関係者とはどこまでをいうのか。

(担当課) 単純に土地の隣接者というのではなく、事業の規模に応じ判断をいたします。

また、利害関係者への説明については事前協議書の提出の際に不十分と判断した場合、納得いただくよう再度お願いすることもございます。

(委員) 納得されなければ開発ができないのはおかしいと思う。説明して、納得できる人とできない人がいると思うので、納得できないというのを通されると、どこも開発なんてできないと思う。

(担当課) 要綱の考え方としましては、合意形成に努めていただくというのがポイントでありますので、いつまでもということはないですし、私どもも、協議の内容を確認する中では、十分に説明を尽くしていただいているという状況に至れば、事前協議を進めるという状況もあろうかと思えます。

十分見極めさせていただいたうえで、判断させていただきたいと思えます。

(委員) 一般の方だと、事前説明を受けても具体的な被害や問題点を理解するのは難しい。

事前協議において、被害や問題点に対する処理について取り決めに定めるよう要綱で規定することはできないか。

(担当課) 当事者間で協定を結んでいる事例もありますので、参考にさせていただきたいと思います。

・第2次佐久市環境基本計画策定支援業務スケジュール(案)について(資料4)

5 閉会